

鳥取県告示第561号

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第3項の規定に基づき、消費生活センターの設置について次のとおり告示する。

平成21年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施設の名称及び住所

鳥取県立消費生活センター
米子市末広町294

2 事務を行う日及び時間

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く日の午前8時30分から午後5時まで